

削りぶしに関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 削りぶしの個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年7月

消費者庁食品表示課

1 削りぶしの個別ルール

未検討の品目 ●：ルールあり、－：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
削りぶし		●	●	●	－	●	●	●	●	●
農産物漬物		●	●	●	－	－	－	－	－	●
煮干魚類		●	●	●	－	●	－	－	－	●
食酢		●	●	－	●	－	●	●	●	●
食用植物油脂		●	●	●	－	－	●	－	－	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料		●	●	●	－	●	●	－	－	●
トマト加工品		●	●	●	－	－	●	●	●	●
ウスターソース類		●	●	●	－	－	●	－	－	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース		●	●	●	－	－	●	－	－	●
ハム類		●	●	●	－	－	●	－	－	●
ベーコン類		●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム		●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム		●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ		●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ		●	●	●	－	－	●	●	●	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目 ●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×	■	■	△	△	検討
	豆乳類	●	●	×	×	■	●	△	●	×
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	×	●	×	×	検討
	風味調味料	△	検討	×	■	■	■	×	×	×
	しょうゆ	●	●	×	■	■	●	■	■	△
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×	×	■	×	×	×
	乾めん類	●	●	×	×	×	■	△	△	●

○別表第 3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
削りぶし	削りぶし	次に掲げるものをいう。 一 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたんぱく質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下この表、別表第 4、別表第19及び別表第22の削りぶしの項において「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2 番かび以上のかび付けをしたもの（以下別表第 4、別表第19及び別表第22の削りぶしの項において「かれぶし」という。）を削ったもの 二 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後乾燥したもの（以下別表第 4、別表第19及び別表第22の削りぶしの項において「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下別表第 4、別表第19、別表第20及び別表第22の削りぶしの項において「圧搾煮干し」という。）を削ったもの 三 一及び二を混合したもの
	薄削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。
	厚削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。
	糸削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち糸状又はひも状に削ったものをいう。
	破片	薄削りを破砕したものをいう。
	削り粉	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち日本産業規格 Z 8801— 1（2006）に規定する目開き 2 mmの試験用ふるいを通過するものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
削りぶし	名称	次に定めるところにより表示する。 一 1種類の魚類のかれぶしのみを使用したものにあつては、「○○かれぶし削りぶし」又は「○○かれぶし削り」と表示し、「○○」には「まぐろ」、「かつお」等のかれぶしに使用した魚類の名称を表示する。 二 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「そうだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。ただし、かつおのふしのみを削ったものにあつては、「花かつお」と表示することができる。 三 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したものにあつては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。 四 2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「混合削りぶし」と表示する。 五 削りぶしにあつては、一から四までに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、薄削りにあつては「薄削り」と、厚削りにあつては「厚削り」と、糸削りにあつては「糸削り」と、碎片にあつては「碎片」と、削り粉が25%以上含まれるもの（削り粉のみのものを除く。）にあつては「粉末混合」と、削り粉のみのものにあつては「粉末」と表示する。ただし、「薄削り」の文字及びこれに付す括弧並びに5g以下の容器に詰めたものにおける「碎片」の文字及びこれに付す括弧は省略することができる。 六 五の規定にかかわらず、外観から内容物の形状が容易に確認できるものにあつては、「厚削り」、「糸削り」、「碎片」及び「粉末」の文字並びにこれらに付す括弧は省略することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「かつおのふし」、「さばのかれぶし」、「あじの煮干し」、「さばの圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって表示する。ただし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と表示することができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあつては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。

○別表第 5：名称規制に係る食品及びその名称

食品		名称
削りぶし	1 種類の魚類のかれぶしのみを使用したもの	かれぶし削りぶし
		かれぶし削り
	1 種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの	削りぶし
	1 種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したもの	
	2 種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの	混合削りぶし

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
削りぶし	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合又は2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものであって商品名に使用した全ての魚類の名称を使用していない場合に限る。）	別表第 4 の削りぶしの名称の項に定める名称の用語を表示する。
	密封の方法（気密性のある容器包装に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものに限る。）	「不活性ガス充てん、気密容器入り」と表示する。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で表示することができる。
	圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを10%以上配合したものに限る。）	実配合率を下回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

名称
 原材料名
 添加物
 原料原産地名
 密封の方法
 圧搾煮干し配合率
 内容量
 賞味期限
 保存方法
 原産国名
 製造者

食品	様式	表示の方式
削りぶし	備考 別記様式1の備考の規定による。	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、J I S Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
削りぶし	1 パック品以外のものに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語 2 2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、一部の魚類の名称を特に表示する用語

2 業界団体等の要望の概要

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部改正	「削りぶし」の用語については、「ふし」及び「煮干し」の定義を現状に即した内容にする改正を希望。 その他の部分については、消費者が購入する際の判断材料としての役割を果たしているため、現状維持を希望。
別表4 個別ルール（名称）	一部改正	「花かつお」の商品名を、かつおのかれぶしを削ったものにも使用できるようにする改正を希望。 その他の部分については、定義に合わせて現状維持を希望。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。
別表4 個別ルール（内容量）	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。
別表5 名称規制	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。
別表19 追加的な表示事項	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。
別表20 表示の様式	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。
別表22 表示禁止事項	廃止	食品表示懇談会の取りまとめの方向性に沿って、廃止する方向で差し支えない。